パブリックコメント募集案件公表書 【案件名:第2期つくば市成年後見制度利用促進基 本計画(案)】

令和5年(2023年)12月 つくば市福祉部障害者地域支援室・地域包括支援課

案件名	第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画(案)
募集期間	令和5年(2023年)12月8日 ~ 令和6年(2024年)1月9日
担当課	福祉部障害者地域支援室・地域包括支援課
問合せ	TEL 029-883-1111 (内線)2102、1240

■ 意見募集の趣旨

「第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画」は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)を計画期間として、成年後見制度利用促進に関する基本方針を定めるものです。計画の策定にあたり、市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施します。

つきましては、計画案を公表しますので、市民の皆様のご意見をお寄せください。

■ 資料

・第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画(案)

■ 提出方法

○ 直接持参 ・福祉部障害者地域支援室(2階)

·福祉部地域包括支援課(1階)

・ 各窓口センター

・各地域交流センター

※施設閉庁日を除く。

○ 郵便 〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市福祉部障害者地域支援室、地域包括支援課

○ ファクシミリ 029-868-7544 (障害者地域支援室)

029-868-7638 (地域包括支援課)

○ 電子メール wef023@city.tsukuba.lg.jp (障害者地域支援室)

wef060@city.tsukuba.lg.jp (地域包括支援課)

- ホームページの電子申請・届出サービス
- ※ 意見の提出については、別に定める「パブリックコメント意見提出様式」又

はホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。 必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、 代表者氏名及び所在地)を明記の上、提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容を より良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。 提出された意見を十分考慮した上で、第2期つくば市成年後見制度利用促進 基本計画の最終決定を行います。
- ・提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表します。個人情報等の取扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報(つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報をいいます。)については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

- 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所
 - 公表時期 今和6年(2024年)3月頃を予定しています。
 - 公表場所 市ホームページ、障害者地域支援室、地域包括支援課、 情報コーナー(庁舎1階)、各窓口センター、 各地域交流センター

第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画(案)

第1節 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

高齢社会の進行による認知症や単身独居の高齢者の増加、障害者本人を支援してきた家族の 高齢化と家族関係の多様化等で、成年後見制度の利用等を含めた権利擁護の重要性が高まって います。

平成 28 年(2016 年) 5月に、国が「成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、「促進法」)」を施行し、平成 29 年(2017 年) 3月に促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画(以下、「国の基本計画」という)」を策定しました。これに基づき、本市でも令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までを対象期間とした「つくば市成年後見制度利用促進基本計画(以下、「第1期計画」という)」を策定しました。

第1期計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善と権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るために中核機関(つくば成年後見センター)の役割等を定め、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。つくば成年後見センターを核とした相談窓口の整備により権利擁護相談に対応する体制が構築されてきたこと、また、被後見人の身上保護を重視した市民後見人(法人後見支援員)の活躍の機会が増えてきたことなど、一定の成果がありました。一方、課題としては、地域連携ネットワークを活用した後見人へのサポートや中核機関のチーム会議への参加等、より実践的な取組を進めていくため関係機関との連携を強化する必要があります。

国の第二期基本計画に示される尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を柱としながら、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの実現に向けて、本市の第1期計画での課題を踏まえてつくば市成年後見制度推進事業運営委員会で協議し、このたび、令和6年度(2024年度)からの第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画(以下、「本計画」という)を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、促進法第14条に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と位置付けます。また、本計画は「つくば市未来構想・つくば市戦略プラン」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「つくば市障害者プラン」、「つくば市高齢者福祉計画」等本市が策定する他の関連計画との整合を図り策定しています。対象期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。

<参考>成年後見制度の利用の促進に関する法律(一部抜粋)

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度 の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。 (市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用 の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 本市の現状

現在、本市の障害者手帳の所持者は、令和5年度(2023年度)の療育手帳所持者が1,464人、精神障害者保健福祉手帳所持者が5,417人、65歳以上の高齢者人口が48,460人、認知症高齢者数が4,611人と、それぞれ平成30年度(2018年度)の数値と比較して年々増加傾向となっています。

このような状況から、成年後見制度等による権利擁護支援の重要性がますます高まると予想されます。障害者プランと高齢者福祉計画それぞれ実施した成年後見制度の認知度に関する市民のアンケート調査の結果から、障害者プランにおいては、すべての回答者種別で「詳しくは分からないが、概要は知っている」と「名前を聞いたことがある程度」が合わせて 50%を超えている一方、「名前を聞いたことはないし、内容も知らない」がいずれの回答者種別でも 20%を超えています。高齢者福祉計画においては、「詳しくは分からないが、概要は知っている」と「名前を聞いたことがある程度」を合わせた数値が要支援・要介護認定者を除いた回答種別においては 65%を超えています。「名前を聞いたことはないし、内容も知らない」はいずれの回答種別で 20%を下回っています。

障害者と高齢者を取り巻く状況やそれぞれが持つニーズ等を踏まえながら、成年後見制度の利用が必要となる場合に備えるとともに、制度の趣旨を理解したうえで円滑な利用手続きを進めていけるように、引き続き、効果的な周知啓発活動等の取り組みが必要です。

① 精神障害 (精神障害者保健福祉手帳所持者)・知的障害 (療育手帳所持者)の推移

種別/年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
催剂/ 千皮	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
精神障害	3,212人	3,702人	4,096人	4,661人	4,943人	5,417人
知的障害	1,194人	1,231人	1,293人	1,333人	1,392人	1,464 人

※参照:つくば市障害者プラン 改定版 総論 第2章第1節「障害者手帳等所持者の推移」

※各年度4月1日時点

※精神障害は自立支援医療(精神通院医療)受給者も含む。

② 高齢化率・高齢者人口・認知症高齢者の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
種別/年度	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
高齢化率	19.2%	19.2%	19.4%	19.4%	19.2%	19.2%
高齢者人口	44, 647 人	45, 512 人	46,613人	47, 532 人	48,302 人	48,787 人
認知症高齢者	4,418人	4,491人	4,557人	4,505人	4,628人	4,569人

※参照(高齢化率、高齢者人口):つくば市高齢者福祉計画(第9期) 第2章「高齢者を取り巻く現状と課題」

※高齢化率、高齢者人口:各年度10月1日時点

※認知症高齢者:日常生活自立度Ⅱa以上(各年度9月30日時点 ※令和5年度は10月時点の暫定値)

③ 成年後見制度の認知度について

障害・疾患別/回答項目	内容等をよく知っている	詳しくは分から ないが、概要は 知っている	名前を聞いたこ とがある程度	名前を聞いたこ とはないし、内 容も知らない	無回答
①知的障害(n=192)	10.9%	39.1%	24.0%	22.4%	3.6%
②精神障害(n=180)	7.2%	27.8%	33.3%	27.8%	3.9%
③発達障害(n=97)	12. 4%	34.0%	29.9%	20.6%	3.1%
④高次脳機能障害(n=29)	13.8%	34. 5%	20.7%	20.7%	10.3%
⑤一般高齢者(n=1,488)	8.1%	34. 9%	33.1%	16.9%	6.9%
⑥要支援・要介護認定者(n=578)	6.6%	24. 9%	22.0%	10.4%	36.2%
⑦若年者(n=655)	8.5%	38.5%	33.1%	18.5%	1.4%

※参照(①~④):つくば市障害者プラン 改定版 総論 第2章第5節「権利擁護について(認知度)」

※参照:つくば市高齢者福祉計画(第9期) 第2章「高齢者を取り巻く現状と課題」

4 第1期計画における取組状況と本計画の活動指標

以下の表は、第1期計画の進捗状況を把握し、必要に応じて見直しや改善を行うための活動 指標です。第1期計画における取組と課題、本計画の策定に向けた今後の方向性を示します。 なお、本計画においても引き続き以下の活動指標を使用し、令和6年度(2024年度)から令和 8年度(2026年度)までの目標値を設定します。

(1) 利用者の把握と早期発見・早期支援について

概要	財産管理や必要なサービスの利用手続きが困難な人々や、虐待防止等の権利擁護支援が必要な人々を発見し、速やかに必要な支援に繋げるため関係機関と連携しながら相談に応じます。
取組	・成年後見制度等、本人の状況に応じて必要なサービスを検討し利用調整等 できるように、本人の意思決定に添った権利擁護支援の実施 ・障害者、高齢者虐待防止支援事業の実施
課題	・相談件数の増加に伴い、幅広い相談窓口における対応が必要 ・本人の意思決定能力が保たれている段階から支援が行われるように、生活 全体を見渡す中で課題の把握が必要
今後の方針	・周知が十分なところと不足しているところを把握し、早期発見と早期支援 に向けた効果的な周知活動を実施します。 ・ケアマネジャーやヘルパー等の直接支援業務を行っている事業所と権利 擁護に関する事例検討を行う等して連携を強化します。

【活動指標】

権利擁護の相談延べ件数(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)	(2024年度)	(2025 年度)	(2026年度)
	実績	実績	実績	(=== : ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;	(==== 1 (==)	(====) (50)
	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)
基幹相談支援セ	49	125	_			
ンター(※1)	(70)	(75)	(80)	(120)	(125)	(130)
地域包括支援セ	370	353	_			
ンター(※2)	(550)	(580)	(600)	(610)	(620)	(630)
つくば成年後見	827	1,300	_			
センター	(250)	(270)	(290)	(400)	(450)	(500)

^{※1} 障害者地域支援室と委託障害者相談支援事業所4か所の合計

^{※2} 地域包括支援課と委託地域包括支援センター6か所の合計

(2) 各種制度の利用促進について

概	要	利用者一人ひとりの能力に応じた権利擁護支援を行えるように、成年後見 制度と日常生活自立支援事業等の各種制度の利用が促進されるように取り 組みます。
取	組	各種制度の内容について支援関係者向けの周知を実施
課	題	意思決定支援に携わる支援者が本人の状況に応じて各種制度の利用を見 越した権利擁護支援を実施できるように、効果的な周知が必要
今後	の方針	権利擁護支援内容を判断できる支援者向けツールの配備等を行い、各種制 度の利用促進を目指します。

【活動指標】

① 日常生活自立支援事業延べ利用件数(件)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(2021年度)	(2022 年度)	(2023 年度)	(2024年度)	(2025 年度)	(2026年度)
実績(うち新規)	実績(うち新規)	実績(うち新規)			
(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)
(目標値) 32 (3)	(目標値) 40(12)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)

② 成年後見制度の利用者数(人)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(2021年度)	(2022 年度)	(2023 年度)	(2024年度)	(2025 年度)	(2026年度)
実績	実績	実績			
(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)
(目標値) 181 (※1)	(目標値) 173 (※2)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)

※1 内訳:後見142人、保佐31人、補助6人、任意後見2人(令和3年10月1日時点 水戸家裁調査結果) ※2 内訳:後見136人、保佐30人、補助6人、任意後見1人(令和4年10月1日時点 水戸家裁調査結果)

(3) 講座・研修の実施について

概要	茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポート茨城支部、 茨城県社会福祉士会、つくば市役所、福祉事業者、医療機関、金融機関、民 生委員、区会等(以下、「各関係機関等」という)と連携し、パンフレット 作成・配布、研修会・セミナー企画等を積極的に行い、効果的な広報活動を 推進します。
取組	・制度の基本的内容を中心とした入門的内容の講座(入門講座)を実施 ・将来的な任意後見の利用等の啓発目的に、テーマ別講座を実施
課題	制度の利用が見込まれる人や権利擁護支援の実施が見込まれる各関係機 関等に情報が行き届く周知方法の検討が必要
今後の方針	・市民、支援関係者への周知状況に応じて、チラシの配布や研修・セミナー 等効果的な周知方法を検討します。 ・行政・医療・金融機関、家庭裁判所にチラシやパンフレットを設置します。

【活動指標】

① 入門的内容の講座参加者が制度利用に積極的になった割合(%)

令和3年度 (2021年度) 実績	令和4年度 (2022年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 実績	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)
0.77	90				
97	89	_			

※出張による講座やつくば成年後見センターが実施する入門講座、テーマ別講座をいう。 ※参加者アンケートにより集計

② 応用的内容の研修参加者が他者に説明できる自信をつけた割合(%)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(2021年度)	(2022 年度)	(2023 年度)	(2024年度)	(2025 年度)	(2026 年度)
実績	実績	実績			
(DIE/+)	(口無仕)	/口無法\	/ロ/ /////////////	/ D.##/±\	(口無法)
(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)
(自標値) 67	(日標値) 75	(日標他 <i>)</i> 	【日標他 <i>】</i>	(日標値)	日標但)

※市民・専門職向けの研修会をいう。

※参加者アンケートにより集計

(4) 成年後見人等の業務支援について

概要	親族後見人、市民後見人等から後見人等としての支援に関する相談に応じるとともに、必要に応じて専門職を交えた連携体制を構築します。
取組	・後見等開始直後から後見人等への連絡調整 ・審判確定後、支援チームによる会議の開催 ・必要に応じて、後見活動中にも支援チームによる会議を開催(支援者の役割分担の確認と後見人等の活動を支援)
課題	後見人等からの円滑な相談アクセスを確保するための相談体制の整備と 相談方法に関する周知が必要
今後の方針	親族後見人が選任された際に中核機関の案内を十分に行えるよう、家庭裁 判所と密な情報共有を行う等して連携を強化します。

【活動指標】

成年後見人等からの相談実人数(人)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(2021年度)	(2022 年度)	(2023 年度)	(2024年度)	(2025 年度)	(2026年度)
実績	実績	実績			
(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)
_					
4	2	_			

(5) 市民後見人(法人後見支援員)の活動状況

概要	利用者の生活に寄り添うことができる多様な担い手を確保するため、地域 の住民から市民後見人を育成します。
取組	・市民後見人養成講座修了生の実務経験として、法人後見と日常生活自立支援事業に支援員として活動 ・フォローアップ研修の実施
課題	担い手育成の観点から、市民後見人の育成・活動方針の再検討が必要
今後の方針	これまでの市民後見人の活動状況を踏まえ、第2期の市民後見人養成講座 を企画します。

【活動指標】

延べ活動回数(回)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(2021年度)	(2022 年度)	(2023 年度)	(2024年度)	(2025 年度)	(2026年度)
実績	実績	実績			
(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)
(目標値) 19	(目標値) 79	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)

(6) チーム会議への中核機関の参加について

概	要	中核機関としてつくば成年後見センターがチーム会議に参加することで 地域の見守り体制を強化し、本人の状況を継続的に把握し対応できる仕組み を構築します。
取	組	・つくば成年後見センター、後見人等、支援関係者による後見人・被後見人 等への個別の支援会議を実施し、役割分担や支援方針等を共有 ・本人の意志が尊重され、本人を中心とした生活と健康、安全の維持等に関 する支援方針を各関係者で調整できる会議を実施
課	題	円滑な連携を図るために、各関係機関等の役割や関与するのに適切な場面 を把握できる取組が必要
今後0	の方針	連携強化のため、各関係機関等の役割や関与するのに適切な場面の把握に ついて共有できる取組を周知します。

【活動指標】

参加回数(回)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(2021年度)	(2022 年度)	(2023 年度)	(2024年度)	(2025 年度)	(2026年度)
実績	実績	実績			
(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)	(目標値)
(目標値)	(目標値) 4	(目標値) —	(目標値)	(目標値)	(目標値)

第2節 成年後見制度の利用促進に向けた本計画の目標及び施策

1 本計画の目標

目標1 本人らしい生活が継続できるように制度の運用・改善を図ります。

(1) 本人の意思決定に寄り添った運用

- · 認知症高齢者や障害者等、権利擁護支援が必要な方が成年後見制度を適切に利用できるように、意思決定支援の考え方に基づき財産管理や身上保護を行います。
- ・ 利用者の日常生活と権利を守るために、可能な限り利用者の意思を継続的に確認し、 個別の状況に応じた相談対応を行います。
- ・ 成年後見制度の利用が様々な要因で困難な者に対して、つくば市成年後見制度利用 支援事業(申立費用と後見人等への報酬助成)や必要に応じて市長申立等を実施し、 適切な報酬助成及び権利擁護の推進を図ります。

(2) 保佐、補助の利用促進

- 本人の特性に合わせて細やかなサポートを行うために、利用者の意思決定能力やニーズ等を精査し、利用者の自発的な意思が尊重され安心して利用できるように、保佐・補助の利用を促進します。
- ・ 症状が進行する認知症の高齢者等については、その時々の意思決定能力に応じて後見・ 保佐・補助の各類型間の移行を適切に行えるように、心身の状況等に合わせた見守り や権利擁護の支援を強化します。

(3) 仟意後見制度の利用促進

- ・ 法定後見制度以外の選択肢として検討しやすくするため、制度内容や手続き方法をわ かりやすく周知し、利用に関する疑問や不安に対応する相談窓口を強化します。
- ・ 早期の段階から制度の利用を促進するため、利用者の個別ニーズに添った法定後見制 度以外の支援として周知活動・相談対応等を強化します。

目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、更なる強化を図ります。

(1) 多様な機関・団体が参加する地域連携ネットワークづくり

・ 利用者の日常生活に携わる様々な機関が関与することで、権利擁護支援が必要な人々 を発見し、利用者の意思決定に寄り添った適切な支援につなげられる体制として、地 域連携ネットワークの充実等の強化を図ります。

(2) 担い手の確保の推進

- ・ 利用者の個別の状況に応じて後見人等が適切に選任されるように、多様な後見等業務 の担い手が必要となります。社会福祉法人等の法人後見活動をより一層推進させ、ま た、専門職団体が抱える課題等を地域連携ネットワークにおいて共有し、専門職によ る後見等が必要な場合に円滑に選任される仕組みを整備します。
- ・ 市民後見人や親族後見人等が安心して後見業務を行える体制を整備し、専門職以外の 多様な担い手を確保し、地域連携ネットワークに参加できる体制を目指します。

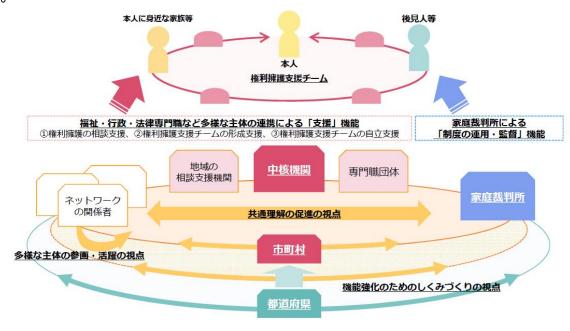
(3) 権利擁護支援に関する相談窓口の情報発信と普及

- ・ 市民が自分や家族の権利を守る方法を知ることで安心できるように、権利擁護支援や 成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口が広く行き渡るように、情報をわかりや すく発信します。
- ・ 効果的な権利擁護の支援が行えるように、地域連携ネットワークの関係者にも権利擁護支援に関する相談窓口を周知できるように積極的に発信します。

2 本計画の施策

施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化

保健、医療、福祉、法律、金融、その他利用者の日常生活に関わる様々な機関がつながることで、包括的で個別の状況に応じた連携体制を構築するために地域連携ネットワークを強化します。



※出典 厚生労働省ウェブサイト「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能

① 権利擁護の相談支援機能

地域連携ネットワークに参加する各機関が本人や関係者からの相談を受け、地域の実情 に応じて中核機関や専門職と協力して権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援につなぎ ます。

② 権利擁護支援チームの形成支援機能

地域連携ネットワークに参加する各機関と専門職等が協力して、権利擁護支援の方針検討と地域のニーズに合わせた成年後見制度の申立てや適切な後見人等候補者を調整し、本人を支える権利擁護支援チームを構築します。

③ 権利擁護支援チームの自立支援機能

地域の実情に合わせて各機関が役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた支援を適切に行えるようにサポートします。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的仕組み

権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的仕組みを踏まえ、連携体制を強化します。 本市では、成年後見制度の推進について協議する「つくば市成年後見制度推進事業運営委員 会」を、個別ケースにおける制度の運用方針等について協議する「つくば市成年後見制度利 用支援会議」をそれぞれ協議会と位置付けています。

① 本人を支える「権利擁護支援チーム」による対応

- ・ 成年後見制度の利用開始前は身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、利用開始 後は後見人等が加わる「権利擁護支援チーム」を形成します。
- ・ 後見人等と各関係者が協力し、日常的に本人を見守り、可能な限り継続的に状況を 把握できる体制を整備します。

② つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

成年後見制度の利用促進に関する協議の場として、法律・医療・福祉の関係者・学識経験者等で構成される委員会を設置。本市の課題や解決策について協議しながら、関係機関との連携強化を目指しています。

③ つくば市成年後見制度利用支援会議(以下、「利用支援会議」という)

成年後見制度に関する専門相談や、個々のケースへの「権利擁護支援チーム」のサポート、家庭裁判所との情報交換や調整等に適切に対応するため、法律・医療・福祉の関係者・学識経験者等からなる会議を実施。対象者が成年後見制度の開始前後に関わらず、制度の運用方針等を協議しています。

(3) 本市における権利擁護支援の地域連携ネットワークに参加する関係機関との連携

本市において、地域連携ネットワークに参加する各関係機関等が地域の協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおいて相談対応や権利擁護支援チームの支援等を行う連携体制を強化するため、各関係機関等の取組と想定される役割等を適切に把握することが大切です。

① 福祉関係機関

関係機関例	茨城県社会福祉士会、社会福祉協議会、社会福祉法人など
連携が必要とされる場面	本人の意思決定支援と身上保護を重視した制度の運用について 検討される時
取組・想定される役割	・ソーシャルワークの理念や技術等に基づいた本人の意思決定支援・成年後見制度の利用相談や関係機関の紹介・権利擁護チームの支援による日常的な見守りや後見の運用方針に関する専門的な助言・法人後見活動の更なる推進・法人後見等の実施、成年後見制度の普及啓発活動

② 法律関係機関

関係機関例	茨城県弁護士会土浦支部、成年後見センター・リーガルサポー ト茨城支部など
連携が必要とされる場面	後見制度に関連する複雑で困難な事案や財産管理が重要な事案、 本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等が発生した 時
取組・想定される役割	・法的観点から後見制度の利用の必要性やニーズの精査、後見、保 佐、補助の類型の該当に関する助言や指導等、ケース会議の参加 ・多額の財産の授受や遺産分割協議等、高度な法的対応が必要な事 案への適切な後見人等や成年後見監督人等候補者を推薦 ・知識と理解不足から生じる不正事案の発生等を防止するため、親 族後見人や市民後見人等への指導や助言、必要に応じて成年後見 監督人等として関与 ・本人と後見人等との利害が対立した場合の調整と協議会等で専門 的な助言

③ 金融関係機関

関係機関例	常陽銀行、筑波銀行、ゆうちょ銀行、JAバンクなど
連携が必要とされる場面	銀行窓口等で、単独で手続きを行うことが困難な人に対して金融 関係の手続きを円滑に行えるサポートが必要とされる時
取組・想定される役割	 ・成年後見制度の概要や手続き、利用のメリット等制度に関する情報をわかりやすい内容の積極的な情報提供、周知啓発 ・不正利用や詐欺等のリスクを最小限に抑えるための監督や不正行為の発見・通報体制を整備し、利用者の資産の安全性を確保・後見人等が利用しやすい専用口座や適切な金融プランニングのサポート等、成年後見制度の利用者に適した商品開発やサービスの提供

施策2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる中核機関の機能強化

市が委託するつくば市社会福祉協議会内に設置された「つくば成年後見センター」を中核機関と位置付けます。成年後見制度の利用促進を効果的に行うため、以下の業務を行いながら、中核機関としてのさらなる機能強化を図ります。

(1) 広報業務

- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークに参加する各関係機関と、成年後見制度が本 人の生活と権利を擁護する重要な手段であることを共有
- ・ 自ら支援を求めることが困難な人々を発見し、支援につなげることの重要性と制度 の活用が有効なケース等を周知啓発
- ・ 各関係機関等と連携し、パンフレット作成・配布や入門的内容の研修会・専門職向け のセミナー企画等の広報活動の推進
- ・ 任意後見、保佐・補助類型の早期利用を視野に入れた周知活動

(2) 相談業務

- ・ 各関係機関等と協力し、成年後見制度の利用に関する相談対応の体制を構築
- ・ 権利擁護の支援が必要なケースについて各関係機関等から相談に応じ、情報を集約
- ・ 必要に応じて、地域連携ネットワークに参加する各機関と協力して、本人の意思決定 に沿った見守り体制を調整

(3) 成年後見制度利用促進業務

① 受任者調整(マッチング)等の支援

(親族後見人・市民後見人候補者等の支援)

親族や市民の後見等が適切な場合に助言、それぞれ後見人等になった後の継続的な支援体制を調整

(専門職後見人の受任者調整(マッチング))

専門職による後見等が適切な場合、専門職団体(地域連携ネットワークに参加する各関係機関)と連携し、適切な後見人等の円滑な選定

② 担い手の育成・活動の促進

- ・ フォローアップ研修の実施など、市民後見人の育成と積極的に活躍できる環境 を整備
- · 市民後見人養成講座修了者が実務経験を積むため、つくば市社会福祉協議会に おける法人後見業務や日常生活自立支援事業の支援業務を実施
- ・ 法人後見業務に携わる者を確保することで、より一層の法人後見活動を促進

③ 成年後見制度を利用できる環境の整備

- ・ 成年後見制度の開始前後によらず、個別ケースへの権利擁護支援の実施方針等 について「権利擁護支援チーム」から助言等を得ながら協議できる利用支援会議 を実施
- 市長申立ケースについて、申立て手続きを円滑に行えるように事前協議や情報

共有を行える仕組みを整備

④ 後見人支援

- ・ 親族後見人や市民後見人等からの日常的な相談に応じ、必要に応じて本人をサポートするために各関係機関等がチームとなって連携し、継続的に状況を把握 し適切に対応する体制を整備
- ・ 専門職による支援が必要な場合においても、各関係機関等が権利擁護支援チームとして協力し、ケース会議を通じて意思決定の支援と身上保護に重点を置いた後見活動をサポート

3 不正防止の取組

成年後見制度における不正事案の多くは、親族後見人等の理解不足や知識不足が要因とされています。権利擁護支援の地域連携ネットワークやチームでの支援体制を整備し、親族後見人等が日常的に相談できる仕組みを整えることで、不正防止を図ります。

◆ 参考情報

1 成年後見制度の概要

(1) 成年後見制度の種類

	種類	内 容
成年後見制度	法定後見制度	認知症や精神・知的障害等で判断能力が不十分なため、自分自身で財産管理や契約等の法律行為を行うことが困難な場合に、家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度。本人の状態に応じて「補助」「保佐」「後見」の三つの類型がある。
	任意後見制度	判断能力があるうちに、将来、認知症等で判断能力が 不十分になる場合に備えて、本人自らが選んだ人(任意 後見人)に行ってもらう支援内容を契約(任意後見契約) により事前に決めておく制度

(2) 法定後見制度について

	後見	保佐	補助	
本人の状態	判断能力が常に欠け	判断能力が著しく不	判断能力が不十分な	
本人の 小 恩	ている方	十分な方	方	
申立先	家庭裁判所			
申立ができる人	本人、配偶者、4親等内	内の親族、成年後見人等、	任意後見人、成年後見	
	監督人等、市区町村長、	、検察官等		
成年後見人等の同意		民法 13 条1項所定の	申立ての範囲内で家	
が必要な行為		行為※	庭裁判所が審判で定	
(同意権)	_		める「特定の法律行	
			為」(民法 13条1項所	
			定の行為※の一部)	
取消が可能な行為	日常生活に関する行	同上		
(取消権)	為以外の行為	四上		
成年後見人等に与え	財産に関するすべて	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める		
られる代理権の範囲	の法律行為	「特定の法律行為」		
(代理権)				

※(例)金銭の貸し借りに関する契約や相続、訴訟行為等

(3) 法定後見制度と任意後見制度の特徴

	法定後見制度	任意後見制度
後見人等の選任者	家庭裁判所	本人
	判断能力が不十分な段階で、後見	契約締結後に判断能力が不十分と
支援の開始時期	人等の選任後に開始	なり、任意後見監督人の選任後に
		開始
支援内容	家庭裁判所が定める範囲	本人の意思で定めた内容
後見人等の権限	取消権あり	取消権なし
後見人等への報酬額	家庭裁判所が決定した金額	本人と受任者間で決定した金額

2 用語説明

用語	内 容
	認知症や精神障害、知的障害等で判断能力が不十分な人が、
 成年後見制度	財産管理や障害福祉・介護サービスの契約等を安心して行える
	ように、後見人等の支援者が同意権や代理権等を行使して、利
	用者の生活と権利を守るために法律的に支援する制度
	本計画に基づき、成年後見制度等の権利擁護支援を必要とす
中核機関	る方が安心して生活できるように権利擁護支援の支援体制を整
LINIMA	備し、協議会の運営を中心的に行う等、権利擁護支援の地域連
	携ネットワークの中心となる機関
	高齢や障害により日常生活に不安のある方々が地域で安心し
日常生活自立支援事業	て生活できるように、社会福祉協議会と本人が契約し、福祉サ
	ービスの利用援助、金銭管理や重要書類の保管などの支援を行
	うサービス(社会福祉協議会の実施事業)
	特定の行為に関して本人の判断能力的に課題のある場面にお
意思決定支援	いて、後見人等を含む支援者が、本人に必要な情報を提供する
	ことで意思や考えを引き出す等して、本人の価値観や選好に基
	づき意思決定をするために行う活動

◆参照元

- ・ 厚生労働省ウェブサイト「成年後見はやわかり」
- ・ 法務省ウェブサイト「成年後見制度・成年後見登記制度」
- ・ 裁判所ウェブサイト「後見ポータルサイト」、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 この要項は、つくば市成年後見制度推進事業(以下「推進事業」という。)の 公正中立性の確保並びに適切かつ円滑な運営を図るため、つくば市成年後見制度推 進事業運営委員会(以下「委員会」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるも のとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 推進事業の運営、評価及び監督に関する事項
 - (2) 推進事業の適正化及び企画調整に関する事項
 - (3) つくば市成年後見制度利用促進基本計画の策定に関する事項
 - (4) その他推進事業の実施に関し必要な事項

(委員)

- 第3条 委員会の委員は次に掲げる者のうちから市長が任用し、又は任命する。
 - (1) 学識関係者
 - (2) 法律関係者
 - (3) 医療保健関係者
 - (4) 福祉関係者
 - (5) その他市長が認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における新たな委員の任期は前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、初回の会議は市長が招集するものとする。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(映像等の送受信による通話の方法による会議)

- 第7条 市長は、委員の全部又は一部について、会議を開催する場所に参集することが困難であると認めるときは、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「映像等の送受信による通話の方法」という。)により、会議を開催することができる。ただし、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例(平成29年つくば市条例第35号)第4条の規定により、会議の全部又は一部を非公開とする場合は、この限りでない。
- 2 市長は、映像等の送受信による通話の方法により会議を開催する場合には、会議 を開催する場所に参集する委員を除き、当該会議に参加する場所として相当と認め る場所を、委員ごとに指定するものとする。
- 3 委員が映像等の送受信による通話の方法により会議に参加したときは、当該委員 は、会議へ出席したものとみなす。
- 4 映像等の送受信による通話の方法による会議への参加に伴い生じる通信費その 他の費用は、各委員の負担とする。

(書面等による会議開催の特例)

- 第8条 会議の招集が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。
- 2 前項に規定する書面による意見聴取を行った委員は、当該会議の出席委員とする。 (意見の聴取等)
- 第9条 委員会は、その審議事項について必要があるときは、委員以外の者に出席を 求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

- 第10条 委員会の委員は職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様する。
- 2 前項の規定は、前条に規定する委員以外の者について準用する。

(情報の公開・管理)

第11条 事業の透明性を確保する観点から、委員会及び協議に関わる資料は原則公開とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課障害者地域支援室及び地域包括支援課 において処理する。

(その他)

第13条 この要項に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- この要項は、平成30年10月1日から施行する。 附 則(令和3年3月26日決裁)
- この要項は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和3年5月17日決裁)
- この要項は、令和3年6月1日から施行する。 附 則(令和5年7月6日決裁)
- この要項は、令和5年7月7日から施行する。 附 則(令和5年10月4日決裁)
- この要項は、令和5年10月5日から施行する。

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 委員名簿

委任期間:令和5年(2023年) 4月1日~令和8年(2026年) 3月31日

No	氏 名	役 職 等 (職種)	所属団体(勤務先等)
1	椎名 清和	准 教 授	学校法人霞ケ浦学園 つくば国際大学
2	漆川 雄一郎	弁護士	茨城県弁護士会 土浦支部(学園の森法律事務所)
3	小川 直宏	司法書士	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 茨城支部 (つくば公園通り司法書士事務所)
4	武石 佳宏	支 店 長	株式会社常陽銀行 研究学園都市支店
5	萩原 直木	院長	つくば市医師会(医療法人社団つくば健仁会 とよさと病院)
6	大脇 富士子	役 員 (世話人)	認知症の人と家族の会 茨城支部
7	江藤 睦	代表	NPO法人 アセンブル
8	塚本 武志	会 長	つくば精神保健福祉会 やすらぎの会
9	武田 真浩	代 表 (相談支援専門員)	つくば市障害福祉相談支援事業所連絡会(社会福祉法人 筑峯学園)
10	山下 広見	主任介護支援専門員	つくばケアマネージャー連絡会(居宅プランセンター 煌)
11	田邊 佐貴子	東谷田部地区会長	つくば市民生委員児童委員連絡協議会
12	長 卓良	副会長	社会福祉法人のくば市社会福祉協議会

オブザーバー

氏 名	役職等(職種)	団体・所属
福嶋祐	主任書記官	水戸家庭裁判所 土浦支部

(敬称略)